

## 地下水中の硝酸性窒素対策に関する熊本県基本計画に係る県政パブリック・コメント手続きの結果及び県の考え方について

地下水中の硝酸性窒素対策に関する熊本県基本計画について、県民の皆様からの御意見を募集しましたが、寄せられた御意見の概要とこれらに対する県の考え方を下記のとおりお示しします。

御意見をお寄せいただきありがとうございました。

### 記

#### 1 募集期間

令和6年（2024年）2月2日（金）から

令和6年（2024年）3月4日（月）までの31日間

#### 2 御意見の件数

6件（2人）

#### 3 御意見の取扱い

反 映	：御意見を踏まえ、内容に反映したもの	1件
参 考	：今後の取組の参考とさせていただくもの	0件
補 足	：御意見について案の補足説明を行ったもの	0件
記 載 済	：素案に既に記述されているもの	0件
反 映 困 難	：反映が困難なもの	0件
そ の 他	：質問や感想、素案以外への御意見	5件

#### 4 御意見の概要と県の考え方

（留意事項）

- ・パブリック・コメントとは、素案の賛否を問うものではなく、行政が意思決定を行う際に参考となる有益な提案や意見を県民に求める趣旨の手続きです。
- ・特定の企業等に関する意見や要望等、本手続きの趣旨に合致しないご意見については、県の考え方を公表しない取扱いになっています（参照「県政に係る意見提出手続(県政パブリック・コメント手続)実施要領第7」）。

## 第2章 硝酸性窒素の概要

御意見・提案概要	県の考え方	備考
硝酸性窒素による、熊本県での乳幼児の被害状況の有無	現在まで、本県での被害は確認されていません。	その他

### 第3章 地下水中の硝酸性窒素濃度の現状と今後の方向性

御意見・提案概要	県の考え方	備考
地下水中の硝酸性窒素については、農薬、家畜排泄物等に起因するのは理解するが、表 3-1 を見ても、平成 25 年からほぼ横ばいである。10 年間調査しても変わらないということは、行政的に何の対応もしていないのか。	濃度低減に向けた各取組みについては、本計画（案）9 ページの通り着実に進んでおり、濃度低減のため、これらの取組みを継続することが重要と考えています。 また、これまでの調査結果を活用して新たに策定する本計画により、硝酸性窒素対策の更なる推進を図って参ります。	その他

#### 資料編

御意見・提案概要	県の考え方	備考
「地下水中の硝酸性窒素対策に関する熊本県基本計画（案）」の 29 ページの荒尾地域での農業の取組は興味深い。しかし、施肥の推進が健康上の問題となる化学肥料の推進になっていないか心配。	本計画（案）29 ページに記載された取組みは、化学肥料等の施肥量削減に繋がる土壌分析の推進に関する取組みであり、過剰な施肥への対策として引き続き取り組んで参ります。 また、本計画（案）29 ページ中の「施肥に関する取組みを更に推進」が誤解を招きやすい表現となっていたことから、ご意見を踏まえ、「施肥管理に関する取組みを更に推進」に修正します。	反映

#### その他

御意見・提案概要	県の考え方	備考
これだけの調査等は膨大であると思われるが、実施可能な人材や調査機関はあるのか、計画倒れにならないか疑問。	水質に関する調査研究を行っている県保健環境科学研究所と連携してデータ解析を実施するなど、計画が着実に進むよう引き続き取り組んで参ります。	その他

<p>自然の環境サイクルが破壊された場合のリスクは知事を初め、環境部署は調査提言しなかったのか。水俣病の経験が全く活かされていない。</p>	<p>県環境部局では、毎年度、策定する「水質測定計画」に基づき水質調査を実施しており、その結果等について、有識者で構成する熊本県環境審議会水保全部会で審議いただいています。なお、地下水中の硝酸性窒素濃度は現状緩やかではありますが全体的に改善傾向にあります。</p> <p>今後も上記調査や本計画を始めとした取組みにより、健全な水環境の保全に努めて参ります。</p>	<p>その他</p>
<p>10-20 年先に、必ず環境での問題は出てくる。その時に知らぬ存ぜぬでは済まないはずである。こんな帳面消しのような施策をするのではなく、きちんと国内外の専門家の意見も聞いた上で、行政として対応していただきたい。</p>	<p>本計画（案）については、水保全分野の有識者等 8 名で構成する熊本県環境審議会水保全部会で審議、了承されたものです。</p> <p>今後についても、適宜、専門家の意見を踏まえながら対応して参ります。</p>	<p>その他</p>